

(令和6年6月19日)

◆件名	公園愛護会報償金交付事務における不適切な事務処理について	
◆覚知日時	令和5(2023)年6月6日	
◆概要	・市は、市内公園で日常的に維持管理活動をしていただいている「公園愛護会（380 団体）」に対し、各愛護会から年度末に提出される活動報告書に基づき、報償金を交付しています。 ・この報償金の交付事務において、①一部愛護会の活動報告書に不備があるにも関わらず支払いが行われていた、②算定誤りによる過払いなど、不適切な事務処理がありました。 ・過払金は、該当する愛護会（8団体 74,300 円）から返還いただきます。	
◆経緯と対応状況	～令和3(2021)年度 令和元(2019)年度 ～令和3(2021)年度 令和5(2023)年度 6月6日 令和6(2024)年度 6月10日、11日	①一部愛護会の活動報告書には実績の記載がない月があったが、修正や再提出を求めることなく、口頭で聞き取った実績に基づき報償金の支払いを行っていた。また、聞き取った実績を記録(紙面)に残していなかった。 ②一部愛護会への報償金について、誤った計算方法で算出し、基準よりも多く支払っていた。 ある愛護会会長から「令和3(2021)年度に比べ令和4(2022)年度の報償金額が少ない」との問い合わせがあり、関係書類が保存されている平成27(2015)年度に遡って、関係職員からの聴き取りなども行い、事実関係を調査、対応を検討してきた。 対象団体から過払い金返還の了承をいただいた。
◆愛護会への対応	①の事例は132件(1,149,600 円)ありましたが、算定誤りではないため、報償金の返還は求めません。 ②の事例は9件(団体。78,700 円)ありました。このうち、すでに解散した愛護会を除く8団体(74,300 円)に経緯を説明した上で謝罪し、過払い金の返還について了承をいただきました。	
◆原因	関係職員のコンプライアンス意識の欠如により、次のような基本的な事務処理が行われていませんでした。→不備のない報告書を提出してもらう、支払い根拠は紙面で残す、金額の算出確認を複数人で行うなど	
◆再発防止策	活動報告書の確認方法や報償金の算出方法などを明記した本業務に係るマニュアルを新たに作成しました。また、複数人で報償金の算出金額を確認する チェック体制を確立しました。	
◆問い合わせ	課・担当者	公園建設管理課（静岡庁舎7階）、望月
	電 話	054-221-1633